

補償金の請求時（これまでに一時金を支給されている方）

○ 請求者全員が提出する書類

1	住民票の写し等	- 請求者の住所、氏名、生年月日及び性別が確認できる書類 （例）住民票、マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し - 居住地（居所）が住民票上の住民地と異なる場合は、公共料金の納付書等その住所に居住していることが確認できる書類を添付
2	通帳やキャッシュカードの写し等	金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類 金融機関コード、支店コードが確認できる場合には、これらの請求書への記載は不要です。
3	一時金を受給したことを証明する書類	一時金の認定結果通知もしくは振込み済通知の写し、 または国から一時金の支給を受けたことが分かる通帳の写し等

○ 請求者に応じて提出する書類

一時金の既受給者に係る特定配偶者の場合

4	戸籍謄（抄）本等	- 優生手術等を受けた方との関係を証明できる戸籍謄（抄）本等の原本 - 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は、「様式1 事実婚関係に関する申立書（補償金請求用）」の提出の他、必要書類があります。別紙の「事実婚関係の証明に必要な書類について」をご確認ください。
---	----------	--

一時金の既受給者に係る遺族の場合

5	優生手術等を受けた方または特定配偶者の遺族であることを証明できる書類	- 死亡届の記載事項証明書等 これ以外にも、優生手術等を受けた方もしくは特定配偶者または先順位の遺族の死亡の事実及び死亡年月日を確認することができる書類として、死亡診断書等の写しまたは戸籍謄（抄）本の原本でも問題ありません。 - 戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本もしくは戸籍（除籍）全部事項証明書等の原本 請求者と優生手術等を受けた本人または特定配偶者との関係及び請求者より先順位の遺族がいないことを確認できる証明書等
---	------------------------------------	--

既に補償金の支給を受けた場合

6	補償金の認定結果通知または振込み済通知の写し等	優生手術を受けた方であって、かつ、特定配偶者である場合には、国から支払われる補償金の額が調整されます。
---	-------------------------	---

国から損害賠償金や和解金の支払いを受けている場合

7	国から支払いを受けた損害賠償金等の内容等に関する事実を証明することができる書類	判決内容の分かる書類や和解金に関する合意書などの写し等を添付してください。
---	---	---

成年後見人に選任されている方が請求書を提出する場合

8	成年後見人であることを証明する書類	6か月以内の登記事項証明書の原本を提出してください。 - 請求書の「1. 請求者の情報」欄に、成年被後見人の情報を記載してください。 - 請求書の余白等に「成年被後見人〇〇の成年後見人××」と記載してください。
---	-------------------	---

事実婚関係の証明に必要な書類について

次の（１）～（３）の書類を提出してください

（１）	様式 1 事実婚関係に関する申立書 （補償金請求用）	・ 当時の婚姻の意思についての当事者それぞれの申立を記載してください。 （様式 1 の 1 への記載） ・ 優生手術等を受けた方が死亡している場合や現在既に関係を解消しており、当事者からの申立を得ることが困難な場合は、当該者に係る婚姻の意思についての第三者の証言及び証言に虚偽の内容がないことの誓約を記載してください。 （様式 1 の 4 への記載）	必須
（２）	住民票の写し	・ 同一世帯に属していたことを証明する住民票の写し	

（３）	※（２）の住民票の写しの提出が困難な場合	・ 事実婚関係証明の参考となる書類を提出してください。 次のア、イに掲げる資料のいずれかに加えて、同居についての申立（様式 1 の 2）及び請求者と本人が同居していたことに関する 2 名以上の第三者による証言及び証言の内容に虚偽の内容がないことの誓約を記載してください。（様式 1 の 4） また、当時、事実婚関係にあった者と別居していた場合は、別居についての申立（様式 1 の 3）及び第三者による証言及び証言の内容に虚偽の内容がないことの誓約を記載してください。（様式 1 の 4） ア 扶養の事実を証明する書類 （扶養証明書の写し、遺族年金証書の写し等） イ 以下に掲げる書類（提出できるもの全て）に加えて、第三者による証言として、夫婦として共同生活を営んでいたことに関する証言（様式 1 の 4）を記載してください。 （ア）結婚式場等の証明書又は挙式、披露宴等の実施を証する書類 （イ）優生手術等を受けた方の葬儀を主催したことを証する書類 （会葬御礼の写し等） （ウ）その他事実婚関係の証明の参考となる書類 （例） ・ 宛先住所・宛名の記載や消印がある連名の郵便物の写し ・ 公共料金の領収証（内縁の夫（妻）が、内縁の妻（夫）の公共料金を負担しているもの）の写し ・ 生命保険の保険証の写し ・ 未納分の税の領収証（内縁の夫（妻）に未支払の市民税等があり、当該夫（妻）の死亡後に内縁の妻（夫）が支払ったもの）の写し ・ 賃貸借契約書（入居者の続柄に「見届けの妻」、「婚約者」、「内縁」等と記載されているもの）の写し ・ 定期的に送金があった事実を確認できる書類（預金通帳、振込明細書又は現金書留封筒等）の写し
-----	----------------------	---